

職員の休暇に関する規則

平成27年3月30日規則第24号

最近改正：令和7年5月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、職員の休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(年次休暇)

第2条 条例第9条第1項に規定する1の年は、6月1日から翌年の5月31日までとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号又は同法第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第3条又は同条例第4条の規定により採用された職員については、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 条例第9条第1項第1号の組合規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えなければならないものとされている日数を下回るときは、当該日数とする。

(1) 地公法第22条の4第3項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）これらの者の当該年における在職期間及びこれらの者の1週間の勤務日の日数に応

じ、別表第1に掲げる日数（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）

- (2) 斎一型育児短時間勤務職員等（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斎一型育児短時間勤務職員等の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (3) 不斎一型育児短時間勤務職員等（育児短時間勤務職員等のうち、斎一型育児短時間勤務職員等以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に不斎一型育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- 3 条例第9条第1項第2号の組合規則で定める日数は、当該年の中途において新たに職員となった日の属する月の区分に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数とする。ただし、地公法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、育児休業法第6条第1項第1号の規定により採用された職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条の規定により採用された職員については、別表第3の日数欄に掲げる日数とする。（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）
- 4 条例第9条第1項第3号の組合規則で定める日数は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。
- 5 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日（以下「勤務形態変更日」という。）以後における職員の年次休暇の日数は、勤務形態変更日が当

該年の初日である場合にあっては第2項の規定により付与された日数に次項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、勤務形態変更日が当該年の初日以外の日である場合にあっては次に掲げる日数を合計した日数とする。

- (1) 当該年において付与された年次休暇の勤務形態変更日の前日における残日数（以下「当該年分の残日数」という。）に変更後基礎日数（変更後の勤務形態を前項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数をいう。以下同じ。）を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数（変更後基礎日数が変更前基礎日数を下回る場合にあっては、当該年分の残日数）
- (2) 当該年の前年において付与された年次休暇（勤務形態変更日の前日までにこの号の規定の適用を受けている場合にあっては、当該適用後の年次休暇。以下「前年分の年次休暇」という。）の勤務形態変更日の前日における残日数（次項の規定により当該年に繰り越すことができなかつた前年分の年次休暇がある場合にあっては、当該残日数に当該繰り越すことができなかつた前年分の年次休暇の日数（この号の規定により既に加算した日数を除く。）を加算した日数（その日数が変更後基礎日数を超える場合にあっては、変更後基礎日数）とする。以下「前年分の残日数」という。）に変更後基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数（変更後基礎日数が変更前基礎日数を下回る場合にあっては、前年分の残日数）

- 6 条例第9条第2項の組合規則で定める日数は、1の年における年次休暇の20日（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあっては、当該年の末日における勤務形態を第2項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合（変更後基礎日数が変更前基礎日数を下回る場合を除く。）にあっては、当該残日数に変更後基礎日数を変更前基礎日数で除して得た率を乗じて得た日数）とする。この場合において、繰り越される年次休暇は、当該年の翌年において付与される年次休暇に優先して

使用されるものとする。

- 7 第5項第1号及び前項の変更前基礎日数は、勤務形態変更日の前日までの当該年における当該職員の各勤務形態をそれぞれ第2項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数のうち最大のものとし、第5項第2号の変更前基礎日数は、前年分の年次休暇の付与の日から勤務形態変更日の前日までの間の当該職員の各勤務形態をそれぞれ第2項の規定に当てはめて得られる年次休暇の日数のうち最大のものとする。
- 8 年次休暇は、職員の勤務時間等に関する規則（平成27年規則第23号。以下「勤務時間規則」という。）第2条第2項又は第3項の規定により割り振られた1の勤務時間（勤務時間規則第3条の規定により勤務時間の割振りが変更された場合にあっては、当該変更後の1の勤務時間。以下「所定勤務時間」という。）を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）
- 9 前項に定める単位による年次休暇は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。
 - (1) 次号に掲げる職員を除く職員 7時間45分
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該時間が7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分）（これにより難い事情がある場合は、他の職員との均衡を考慮して、任命権者が定めるものとする。）
- 10 年次休暇は、職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。
(病気休暇)

第3条 条例第10条に規定する病気休暇の期間は、療養のため勤務しないこと

がやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

- 2 病気休暇の単位は1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると任命権者が認めるときは、1時間を単位とすることができます。

(特別休暇)

第4条 条例第11条に規定する特別休暇は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる期間又は時間を与えるものとする。

- (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (2) 職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認める期間又は時間
- (5) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める期間又は時間
- (6) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、公平委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間
- (7) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第5条を除き、以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむ

を得ないと認められるとき 必要と認める期間又は時間

(7の2) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(8) 女子職員が分べんする場合（次号に掲げる場合を除く。） 分べん予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該分べんの日（分べん予定日前に分べんした場合にあっては、分べん予定日）後8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間

(9) 女子職員が分べんする場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、前号に定める期間により難いとき 産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間（ただし、分べんの日以後の期間は16週間を限度とする。））（分べん予定日後に分べんしたことにより当該期間のうちの産後の期間が8週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない日数に相当する日数を16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）に加えた期間）を超えない範囲内で必要と認める期間

(10) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき14日を超えない範囲内で必要と認める期間

(10の2) 職員が不妊治療に係る通院等（任命権者が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

(11) 女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該職員が請求した期間

(12) 職員が結婚する場合又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関

係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなる場合 5日

- (13) 忌引の場合 別表第4に定める期間
- (14) 職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 任命権者が定める期間につき 2日
- (15) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回合わせて90分を超えない範囲内で必要と認める時間
- (16) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間につき 5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病的予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (18) 条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下の号において「要介護者」という。）の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
- (19) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）において5日を超えない範囲内で必要と認める期間
- (20) その他前各号の場合に準ずる特別の事由がある場合 必要と認める期間 又は時間

2 第2条第8項及び第9項の規定は、第1項第7号の2、第10号の2、第14号及び第16号から第18号までの規定による特別休暇について準用する。

（介護休暇）

第5条 条例第12条第1項の組合規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者等との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、それぞれ別に定めるもの
- (3) 当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者及びその者の父母及び子
- 2 条例第12条第1項の組合規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 3 条例第12条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以

下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の規定による申出(短縮して指定することの申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が公務の運営に支障が生じるため介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をも

って1月とする。

第5条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第5条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第6条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇について、条例第13条の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後速やかに任命権者に承認を求めなければならない。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第7条 条例第13条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間にについて初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合は、任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（証明書類の提出）

第8条 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、

その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする
 - (1) 大阪市職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号）の規定に基づきなされた、届け出、願出、承認その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。
 - (2) 第2条第4項の規定にかかわらず年次休暇その他日数の定めのある特別休暇は大阪市における残日数を与えるものとする。ただし、6月1日に職員となったものについては、任命権者が別に定める。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、職員の再任用に関する条例（平成27年条例第14号）附則第2項及び第3項の規定により任用されたものの年次休暇については、任命権者が別に定める。
 - (4) 病気休暇、介護休暇及び特別休暇のうち期間の定めのあるものは通算する。
- 3 令和4年度における第4条第1項第19号の規定の適用については、同号中「9月30日」とあるのは「10月31日」とする。

附 則（平成28年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月28日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）附則第2項の適用を受ける職員にあっては、この規則による改正前の職員の休暇に関する規則第7条第2項の規定による介護休暇の請求における期間の初日を改正後の規則第5条第3項における初日とみなす。

附 則（平成31年2月22日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

附 則（令和元年7月23日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第12号から第14号まで、第16号及び第17号の規定による特別休暇は、それぞれ改正後の規則第4条第1項第12号から第14号まで、第16号及び第17号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

附 則（令和2年7月20日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月27日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則第4条第1項第16号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

附 則（令和4年10月14日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び大阪広域環境施設組合職員就業規則の各規定は、令和4年9月30日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された次の各号に掲げる特別休暇は、当該各号に定める特別休暇として使用されたものとみなす。
 - (1) 職員の休暇に関する規則第4条第1項第19号の規定による特別休暇 第1条の規定による改正後の同規則附則第3項の規定により読み替えられた同号の規定による特別休暇
 - (2)及び(3) 略

附 則（令和5年5月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を

いう。) を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項、第2条第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項、第2項第1号及び第3項並びに第6項、第9項第2号の規定を適用する。

附 則(令和6年6月28日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則の規定は、令和6年6月1日から適用する。

附 則(令和7年5月30日規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規則第4条第1項第19号の規定は、令和6年5月17日から適用する。

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の休暇に関する規則第4条第1項第10号の規定による特別休暇は、改正後の規則第4条第1項第10号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

在職期間	1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日	1日
11月を超える1年以下の期間	20日	16日	12日	8日	4日	
10月を超えて11月に達するまでの期間	18日	15日	11日	7日	4日	
9月を超えて10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	7日	3日	
8月を超えて9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日	3日	
7月を超えて8月に達するまでの期間	13日	11日	8日	5日	3日	

6月を超えて7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日	2日
5月を超えて6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8日	7日	5日	3日	2日
3月を超えて4月に達するまでの期間	7日	5日	4日	3日	1日
2月を超えて3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日
1月を超えて2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	1日	1日
1月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日	—

別表第2（第2条関係）

新たに職員となった日の属する月	日数
6月	20日
7月	18日
8月	17日
9月	15日
10月	13日
11月	12日
12月	10日
1月	8日
2月	7日
3月	5日
4月	3日
5月	2日

別表第3（第2条関係）

新たに職員となった日の属する月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	17日
7月	15日

8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

別表第4（第4条関係）

死亡した者	期間	
	血族	姻族
配偶者等	7日	
父母	7日	3日
子	7日	1日
祖父母	3日	1日
孫	1日	—
兄弟姉妹	3日	1日
伯叔父母	1日	1日